

令和 8 年度陸前高田市奨学生 募集要項

陸前高田市では、本市の発展に資する有能な人材の育成を目的に、経済的理由により修学が困難な者に対して、奨学資金を交付（給付又は無利子で貸付）します。

奨学資金の貸付については、貸付を受けた奨学生が、卒業後陸前高田市内に住所を有し、市内外を問わず就業している場合で、所定の要件を満たすときは、奨学資金の返還を減免する制度があります。

1 申請資格

次のいずれにも該当する者が申請できます。

(1) 奨学資金の給付

- ① 大学又はこれと同程度の学校に在学又は進学する者
- ② 経済的理由により修学が困難な者
- ③ 成績が特に優秀である者（評定平均 4.0 以上）
- ④ 奨学生の生計を維持する者で、給付の日の 2 年前から引き続き市内に住所を有しているもの
- ⑤ 健全で品行方正である者

(2) 奨学資金の貸付

- ① 高等学校以上の学校に在学又は進学する者
- ② 経済的理由により修学が困難な者
- ③ 成績が優秀である者
- ④ 奨学生の生計を維持する者で、市内に住所を有しているもの
- ⑤ 健全で品行方正である者

2 交付額及び交付予定者数

(1) 奨学資金の給付

区 分	給付予定者数	月 額	入学一時金
大 学 等	20 人程度	30,000 円以内	200,000 円以内

(2) 奨学資金の貸付

区 分	貸付予定者数	月 額	入学一時金
高等学校等	2 人程度	10,000 円以内	100,000 円以内
大 学 等	10 人程度	30,000 円以内	200,000 円以内

3 交付期間

正規の修学期間（入学一時金は、入学前の3月に交付します。）

4 交付方法

奨学資金は、奨学生本人名義の口座に振り込みます。

5 交付する月

区 分	交付する月
入学一時金	3 月
第 1 回（4・5・6・7 月分）	5 月
第 2 回（8・9・10・11 月分）	9 月
第 3 回（12・1・2・3 月分）	1 月

6 申請受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年12月12日（金）まで
受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までの市役所の開
庁時間内です。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

※今年度から郵送での提出も可能ですが、上記期間内の必着とします。
ただし、書類に不備がある場合には再提出の連絡がございますので、ご
了承願います。

7 申請書類

(1) 奨学資金交付申請書（様式第1号）

① 申請の際には、次に掲げる申請内容から、一つを選択してください。

ア 給付のみを申請

イ 貸付のみを申請

ウ 給付を申請するが給付の交付が受けられない場合は貸付を申請

② 貸付の申請にあたっては、次に掲げる連帯保証人及び保証人からの
同意と署名が必要です。連帯保証人は、奨学生と連帯して奨学資金返
還の義務を負うことになります。

ア 連帯保証人は、独立して生計を営む成年者であって、奨学資金の
貸付を受けようとするものの保護者（親権を行う者又は後見人）で
す。

イ 保証人は、同居の家族以外で生計を別にしている者です。

※ やむを得ず、上記ア及びイ以外の人を選任しようとする場合
は事前に担当までお問い合わせください。

(2) 次に掲げる特別の事情がある方は、次の書類を添付してください。

特別の事情	必要書類
母子・父子世帯	なし（申請受付時に確認します。）
就学者のいる世帯	なし（申請受付時に確認します。）
障がい者のいる世帯	身体障がい：身体障害者手帳の写し 知的障がい：療育手帳の写し 精神障がい：精神障害者保健福祉手帳の写し
長期療養者（6か月以上の療養をしている者）のいる世帯	次に該当する直近6か月分の領収書の写し 1 医師・歯科医師への診断・治療費 2 病院・診療所への入院費用 3 マッサージ・はり・きゅう・柔道整復等の治療費 4 治療又は療養のための医薬品等 5 病院・診療所への通院費用 6 看護人に対して支払う費用 7 介護保険法による「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額
主たる家計支持者が別居している世帯	別居している主たる家計支持者の直近3か月分の家賃・光熱水費（電気・ガス・水道）の領収書の写し
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	罹災被災証明書又は盗難届等の盗難があったことを証明する書類 被害により生じた実費を証明する領収書の写し ※ 生活費を得るための生産手段（田・店舗等）が使用不能となった場合の売上の減少（又は増加した費用）を証明する書類

(3) 小論文（任意様式）

進学希望校（又は在学校）で学びたいこと、将来の夢、自己PR等を400字以内で記載してください。

(4) 奨学生推薦調書（様式第2号）【在学又は卒業した高等学校等に依頼】

※ただし、学校が発行する「調査書」（学校の成績及び学校生活の様子が記載しているもの）等、奨学生推薦調書に代替できる書類がある場合には差し替えることができるものとします。

(5) 家庭等状況調書（様式第3号）

奨学生の選考に当たり所得基準の判定を行うため、申請者と同一の生計であって収入のある家族全員分について、住民基本台帳、市民税課税

及び納税状況を閲覧することに同意願います。

(6) 奨学資金交付口座情報報告書

振込口座は、奨学生本人名義の普通又は当座口座とします。

(7) 奨学生本人名義の通帳書面の写し

(8) 在学証明書

進学する人は、申請時に受験票又は合格通知書の写しを提出してください。（出願前の場合は申請時には添付不要です。出願後に提出してください）。なお、進学する人及び在学中の人とも、令和8年4月1日以降に発行された在学証明書を4月末日までに提出してください。

8 奨学生の決定及び通知

受付期間終了後、陸前高田市奨学生選考委員会において申請者の世帯収入状況、人物、学力、修学困難の程度など総合的に審査し、奨学資金の必要性が高いと判断された方を優先して奨学生として決定します。なお、審査結果については、3月中に保護者宛てに通知します。

9 交付決定後（交付中）の手続

奨学生は、毎年度末以降で市長が指定する日までに成績証明書を提出する必要があります。また、給付奨学生は、これに加えて家族等状況調書（様式第3号）及びその他必要な書類を提出してください。成績証明書の未提出若しくは学業成績が不振の場合又は奨学資金を必要としなくなったと認められる場合等は、奨学資金の交付を廃止することがあります。

10 奨学資金の返還（貸付のみ）

- (1) 貸付を受けた奨学資金は、卒業、退学、貸付辞退等の事由により、貸付が終了した月の翌月から6か月を経過した後10年以内に全額返還しなければなりません。
- (2) 貸付終了のとき提出していただく返還明細書により、年賦、半年賦・月賦の方法で返還していただきます。繰上返還することもできます。
- (3) 奨学生本人が全額返還する義務を負うものです。奨学生本人が返還できなくなった場合は、連帯保証人が奨学生に代わって返還しなければなりません。そのことを奨学生本人、連帯保証人ともご理解の上、申請してください。

11 奨学資金の返還猶予（貸付のみ）

奨学生が進学したときや災害、傷い疾病その他やむを得ない事由がある場合、申請により返還を猶予することができます。

12 奨学資金の返還減免（貸付のみ）

奨学生が次のいずれかに該当する場合、申請により奨学資金返還金を減免することができます。

- (1) 奨学生本人が亡くなった場合
- (2) 奨学生本人が精神若しくは身体の機能に重度の障がいをもたらして労働能力を喪失、又は著しく制限を受ける場合
- (3) 陸前高田市内に住所を有し、市内外問わず就業している者で、次のいずれにも該当する場合
 - ア 市税を滞納していないこと
 - イ 奨学資金返還金を滞納していないこと

13 他の奨学金制度との併用

陸前高田市奨学資金は、他の奨学金制度と併用することができます。ただし、他の制度が併用を認めていない場合がありますので、ご注意ください。

14 その他

応募に関する個人情報につきましては、陸前高田市個人情報保護条例に基づき、目的外には使用せず、適正に管理、廃棄を行います。また、提出された書類等は、交付の可否に関わらず一切返却しませんのでご了承ください。

15 お問い合わせ先

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 1 0 0 番地

陸前高田市教育委員会事務局学校教育課

電話： 0192-54-2111（内線 522）

FAX： 0192-54-3888